

令和7年度

# 全国統一品質管理監査報告書

(合格工場一覧表付き)

山口県生コンクリート品質管理監査会議

## 目 次

I. ご挨拶	
山口県生コンクリート品質管理監査会議議長	1
II. 令和7年度 生コンクリート品質管理監査合格工場	2
III. 令和7年度品質管理監査立会者一覧表	14
IV. 令和7年度 生コンクリート品質管理監査の実施概要	
1. 品質管理監査制度の概要	17
山口県生コンクリート品質管理監査制度の組織と運営	18
山口県生コンクリート品質管理監査会議委員	19
山口県生コンクリート品質管理監査委員会委員	20
山口県生コンクリート品質管理監査会議監査員	21
2. 品質管理監査の実施概要	22
V. 令和7年度 品質管理監査の調査結果	
1. 項目別集計表（工場数）	24
2. 常駐の有資格者技術者総数及び有資格者駐在工場数	26
3. 実地検査結果	26
（1）材料の計量精度	26
（2）製品の検査	27
4. 令和6年度 品質管理監査合格工場に対する査察の実施結果	32
VI. 資料	
1. 山口県生コンクリート品質管理監査会議規程	35
2. 山口県生コンクリート品質管理監査会議規程－細則	39

## ご 挨拶



生コンクリートの品質管理は、良好な社会インフラの構築とその信頼性確保の基盤をなすものであり、本品質管理監査は、その水準を維持・向上させる上で極めて重要な制度です。

このような理念のもと、令和7年度全国統一品質管理監査を、県内39工場を対象に、9月2日から10月2日までの期間、45名の監査員により厳正に実施いたしました。

監査の実施に当たりましては、国・県・市の工事関係者、大学や高専の先生方など、延べ79名の皆様に立会をいただき、誠にありがとうございました。広く産官学の関係者の皆様に品質管理監査を実地でご理解いただく機会となり、本制度の信頼性を、より一層高めることにつながったものと考えています。

おかげをもちまして、本監査を円滑に実施することができましたことに対し、当会議を代表して厚く御礼申し上げます。このたび、令和7年度品質管理監査の結果がまとまりましたので、ここにご報告申し上げます。

令和7年度の監査結果の概要につきましては、初回監査において、対象工場のすべてが合否判定基準である減点数20点以下となり、あわせて他の適合基準にも適合しました。その結果、品質管理監査会議において、すべて合格と判定されました。減点0点の工場が34工場となるとともに、減点平均は0.6点となっており、全体として良好な結果となりました。

本監査制度は、本年度で29年目を迎え、関係各位のご尽力のもと、適合判定基準の見直し等も行いながら監査を継続し、着実に信頼と評価を積み重ねてまいりました。各工場におかれましては、今後とも、技術の維持・向上はもとより、管理体制の一層の充実を図り、引き続き品質管理の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

本会議といたしましては、今後とも、本県監査制度のさらなる充実と発展に向け、産官学一体となって取り組んで参ります。

引き続き、関係各位におかれましては、本制度の趣旨をご理解のうえ、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月

山口県生コンクリート品質管理監査会議  
議長 中村 秀明  
(山口大学大学院教授)

## II. 令和7年度 生コンクリート品質

### (1) 下関地区

会社名	代表者	合格工場名
芝田建設(株)	芝田大作	芝田建設(株) 豊浦コンクリート工業
下関工業(株)	中谷祐二	下関工業(株) 豊田生コン工場
下関協同生コン(株)	林 敏一	下関生コンクリート(株)
萩森興産(株)	松尾和弘	
西部コンクリート工業(株)	川原章吾	
関門生コン(株)	河野朋子	西中国コンクリート(株)
合田産業(株)	合田尚義	
(株)ファノス	河野正太郎	(株)ファノス 下関工場
日産コンクリート工業(株)	田 渕 清 隆	日産コンクリート工業(株)
山口小野田レミコン(株)	鶴 森 栄 一	山口小野田レミコン(株) 下関工場
(株)コブロス	宮 崎 薫	

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
長尾 隆	長尾 隆	759-6301 下関市豊浦町大字川棚 11578 番地	083-772-2411
木下 博康	木下 博康	750-0441 下関市豊田町大字中村庄町 386 番地	083-766-0206
橋本 勝昭	橋本 勝昭	752-0997 下関市大字前田字陣屋 416 番地	083-231-3942
藤原 達也	藤原 達也	752-0927 下関市長府扇町 8 番 38 号	083-249-0942
溝口 光芳	溝口 光芳	759-5512 下関市豊北町大字田耕 4138 番地の 2	083-783-0221
田渕 清隆	常岡 政宏	751-0816 下関市棕野町二丁目 2-48	083-223-2323
佐野 浩志	佐野 浩志	751-0886 下関市大字石原字堂籠 12 番地 1	083-256-2126

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

## 令和7年度 生コンクリート品質

### (2) 北西部地区

会社名	代表者	合格工場名
長門小野田レミコン(株)	中原 文典	(有)生コンながと
長門コンクリート工業(株)	黒瀬 正	
(株)三隅コンクリート	安藤 光吉	
ニッタイコンクリート工業(株)	堀 弘和	ニッタイコンクリート工業(株) 奈古工場
萩アサノコンクリート(株)	中沢 聡	萩開発生コン(株) 川上工場
萩宇部生コンクリート(株)	井町 嘉助	
萩森興産(株)	松尾 和弘	萩森興産(株)宇部生コンクリート 宇部工場
サンヨー宇部(株)	大西 利勝	萩森興産(株)宇部生コンクリート 美祿工場
萩森興産(株)	松尾 和弘	
山口小野田レミコン(株)	鶴森 栄一	山口小野田レミコン(株) 厚狭工場
		山口小野田レミコン(株) 小野田工場
長陽コンクリート(株)	岡村 孝志	長陽コンクリート(株) 山陽生コン工場

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
中原 一樹	中原 一樹	759-4102 長門市西深川 1374 番地 1	0837-23-3103
清水 和彦	渡辺 浩二	759-3622 阿武郡阿武町大字奈古 2757 番 1	08388-2-2311
浅野 伸也	浅野 伸也	758-0141 萩市川上 5330 番地 1	0838-54-5555
中富 宜紀	中富 宜紀	755-0001 宇部市大字沖宇部字沖の山 525 番地の 6	0836-31-1166
杉山 拓也	杉山 拓也	759-2222 美祿市伊佐町伊佐寺ヶ浴 4360 番地の 1	0837-52-1012
今田 康一	今田 康一	757-0004 山陽小野田市大字山川字一丁田 190 番地の 1	0836-72-1029
中岡 誉志	中岡 誉志	756-0815 山陽小野田市高栄三丁目 7 番 1 号	0836-83-3100
永野 勇二	永野 勇二	757-0003 山陽小野田市大字山野井字穴角 11878 番地 106	0836-76-0922

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

## 令和7年度 生コンクリート品質

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

### (3) 中部地区

会社名	代表者	合格工場名
サンヨー宇部(株)	大西利勝	サンヨー宇部(株) 山口工場
萩森興産(株)	松尾和弘	サンヨー宇部(株) 秋穂工場
シマダ(株)	嶋田広樹	シマダ(株) 生コン部
徳地共同生コン(株)	権代隆志	
(株) 関谷	松本隆博	(株)関谷
徳林工業(株)	林茂生	徳林工業(株) 生コン工場
西部徳山生コンクリート(株)	山手孝昭	防府共同生コン(株)
中国菱光(株)	三浦征樹	
(株) 竜陽	田中孝彦	
(株) 宮本建材	宮本俊亮	(株)宮本建材 生コン工場
山口小野田レミコン(株)	鶴森栄一	山口小野田レミコン(株) 山口工場

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
内田 浩嗣	内田 浩嗣	753-0871 山口市朝田 1091 番地 1	083-924-2834
内田 浩嗣	渡辺 聖人	754-1101 山口市秋穂東 3475 番地 2	083-984-5021
水津 俊和	水津 俊和	753-0011 山口市宮野下 定井手 1158 番地	083-922-1228
藤田 美佐夫	藤田 美佐夫	753-0212 山口市下小鯖 10365 番地 2	083-927-2526
小椋 靖之	小椋 靖之	747-0231 山口市徳地堀字下前原 4172 番 1	0835-52-0133
林 訓靖	林 訓靖	747-0054 防府市開出西町 23 番 10 号	0835-22-7273
宮本 正剛	蔵永 久	747-0824 防府市新築地町 6 番 3	0835-21-8588
北村 耕平	北村 耕平	754-0001 山口市小郡上郷 5226 番地	083-974-2280

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

## 令和7年度 生コンクリート品質

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

### （4）周南地区

会社名	代表者	合格工場名
㈱ エフ テック	藤永 祐司	㈱エコミックス 田布施工場 ㈱エコミックス 柳井工場
みどり生コン(株)	宮本 茂樹	
柳井字部コンクリート工業(株)	河野 和明	
㈫平生コンクリート工業	井森 幹雄	
鹿野字部コンクリート工業(株)	松尾 和弘	鹿野字部コンクリート工業(株)
コーウン産業(株)	原田 茂雄	コーウン産業(株)
下松アサノコンクリート(株)	中沢 聡	周南共同生コン(株)
萩森興産(株)	松尾 和弘	
西部徳山生コンクリート(株)	山手 孝昭	西部徳山生コンクリート(株) 徳山工場
㈱ ファノス	河野 正太郎	㈱ファノス 下松工場
		㈱ファノス 光工場

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
吉松 孝博	吉松 孝博	742-1502 熊毛郡田布施町大字波野 384 番地 6	0820-52-0100
藤山 建男	藤山 建男	742-0021 柳井市柳井 1717 番地 1	0820-22-5086
岡本 治彦	岡本 治彦	745-0304 周南市大字鹿野下字山口原 2692 番地	0834-68-2638
末次 勝	片山 一司	746-0027 周南市小川屋町 1 番 5 号	0834-63-4150
林 利浩	林 利浩	744-0011 下松市大字西豊井字三谷屋 1387 番 5	0833-41-3561
川本 隆次	本居 貴利	745-0053 周南市御影町 1 番 1 号	0834-34-2374
藤村 大輔	比嘉 誠	744-0023 下松市末武中島越 1135 番地	0833-41-3220
藤村 大輔	中坪 寛暁	743-0021 光市浅江 6 丁目 18 番 58 号	0833-71-2277

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

## 令和7年度 生コンクリート品質

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

### (5) 岩国地区

会社名	代表者	合格工場名
陽 竜 株式会社	田中孝彦	岩国共同生コン(株) 岩国工場 岩国共同生コン(株) 玖北工場
西部徳山生コンクリート(株)	山手孝昭	
岩国共同生コン(株)	田中孝彦	
岩国コンクリート(株)	村中三郎	岩国コンクリート(株)
三計資材(株)	三計正之	
松屋産業(株)	松塚展門	
中国明信産業(株)	池田直行	
中国開発コンクリート(株)	村岡茂孝	中国開発コンクリート(株) 岩国工場
銜錦生コン	西山隆宏	銜錦生コン

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
小川 清澄	小川 清澄	741-0092 岩国市多田二丁目 101 番地 8	0827-41-2121
神田 明道	神田 明道	740-0722 岩国市錦町中ノ瀬 519 番地 1	0827-73-0111
吉永 通明	吉永 通明	741-0092 岩国市多田三丁目 101 番地 10	0827-43-4111
出合 進	岩田 昇	741-0092 岩国市多田 116 番地	0827-43-3131
春田 孝之	春田 孝之	741-0092 岩国市多田一丁目 102 番地の 4	0827-43-0665

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

## 令和7年度 生コンクリート品質

## 管理監査合格工場（地区別）一覧表

### （6）大島地区

会社名	代表者	合格工場名
大野生コン㈱	大野 富美子	大野生コン㈱
㈱周防大島生コン	迫田 颯男	㈱周防大島生コン 大島工場

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
大野 富美子	樋本 太士	742-2514 大島郡周防大島町大字神浦字東浜 63 番地	0820-75-1133
大野 浩司	大野 浩司	742-2105 大島郡周防大島町大字小松開作 1023 番地の1	0820-74-2380

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

### （7）阿東地区

会社名	代表者	合格工場名
益田興産㈱	大畑 悦治	益田興産㈱ 徳佐工場

工場管理責任者	品質管理責任者	工場所在地	工場電話番号
金田 基宏	金田 基宏	759-1513 山口市阿東徳佐下 1542 番地 1	083-956-0141

合格工場一覧表は令和8年1月末現在

Ⅲ. 令和7年度品質管理監査立会者一覧表

(敬称略)

1. 品質管理監査会議委員 (6名)

所	属	役職	氏名	回数
品質管理監査会議	副議長 山口大学大学院 創成科学研究科	教授	吉武 勇	
西日本高速道路株式会社	中国支社 建築・改築事業部 技術計画課	課長	小宮 隆幸	*
山口県土木建築部	技術管理課	主任	阿部 亮太	*
山口県生コンクリート工業組合	技術委員会	委員	秋本 利治	
山口県生コンクリート工業組合	技術委員会	委員	秋本 忍	2

\*印は重複記載

2. 国土交通省 中国地方整備局 (10名)

所	属	役職	氏名	回数
山口河川国道事務所				
山口河川国道事務所	品質管理課	専門職	小池 史朗	
山口河川国道事務所	宇部国道維持出張所	管理第三係長	田中 栄	
山口河川国道事務所	下関国道維持出張所	管理第二係長	若杉 俊一	
宇部港湾・空港整備事務所				
宇部港湾・空港整備事務所	整備事務所 保全課	課長	濱野 吉章	
宇部港湾・空港整備事務所	徳山下松出張所 第二建設管理官室	係長	櫻井 千遥	
宇部港湾・空港整備事務所	徳山下松出張所 第二建設管理官室	前任建設管理官	安藤 和也	
宇部港湾・空港整備事務所	徳山下松出張所 沿岸防災対策官室	沿岸防災対策官	山崎 教正	
宇部港湾・空港整備事務所	徳山下松出張所 沿岸防災対策官室	係長	山本 恵理	
宇部港湾・空港整備事務所	岩国出張所 第一建設管理官室	前任建設管理官	児玉 富士男	
宇部港湾・空港整備事務所	岩国出張所 第一建設管理官室	建設管理官	岸岡 隆也	

3. 西日本高速道路株式会社 中国支社 (3名)

所	属	役職	氏名	回数
中国支社				
建設・改築事業部	技術計画課	課長	小宮 隆幸	
建設・改築事業部	技術計画課	技師	林田 拓也	
建設・改築事業部	技術計画課	技師	中山 遼哉	

4. 山口県本庁及び出先機関 (50名)

所	属	役職	氏名	回数
山口県土木建築部				
山口県土木建築部	技術管理課	主査	齊藤 裕美	
山口県土木建築部	技術管理課	主査	藤田 美鈴	
山口県土木建築部	技術管理課	主任	阿部 亮太	
山口県土木建築部	建築指導課	技師	田中 祈千花	
山口県土木建築部	技術管理課 技術指導班	主任技師	藤井 健太	
山口県土木建築部	住宅課	技師	蔵下 香緒里	
岩国土木建築事務所				
岩国土木建築事務所	工務第一課	主任	藤井 健太郎	
岩国土木建築事務所	工務第一課	技師	永尾 太一	
岩国土木建築事務所		主任技師	佐藤 公信	
岩国土木建築事務所		技師	山本 羽菜	
岩国土木建築事務所	企画調査室	主査	坂本 賢次	
柳井土木建築事務所				
柳井土木建築事務所	大島分室	主査	立石 典広	2
周南土木建築事務所				
周南土木建築事務所	企画調査室	主幹	藤原 新	4
周南土木建築事務所		検査主幹	竹林 博之	2
周南土木建築事務所	工務第二課	技師	杉山 郁弥	
防府土木建築事務所				
防府土木建築事務所	企画調査室	主査	城戸 利夫	
防府土木建築事務所	工務第二課	技師	此原 萌々子	
防府土木建築事務所	工務第二課 二班	技師	西本 圭貴	
防府土木建築事務所	工務第二課 三班	技師	本田 礼雄	
宇部土木建築事務所				
宇部土木建築事務所	工務第一課	技師	古河 伶旺	

所	属	役職	氏名	回数
下関土木建築事務所				
下関土木建築事務所	企画調査室	主幹	山田成仁	
下関土木建築事務所	企画調査室	主査	島原純	
下関土木建築事務所	維持管理課	技師	山田暁	
下関土木建築事務所	工務第一課第一班	技師	鹿角典正	
下関土木建築事務所	工務第二課	課長	中村悟	
下関土木建築事務所	工務第二課	主任	中戸諒	
下関土木建築事務所	ダム建設課	主任	上坂寛子	
萩土木建築事務所				
萩土木建築事務所	工務課	主任	濱邊正治	
長門土木建築事務所				
長門土木建築事務所	企画調査室	主査	池田晃	
長門土木建築事務所	工務課	技師	滋山大雅	
佐波川ダム管理事務所				
佐波川ダム管理事務所		技師	荒木未来	
山口県農林水産部				
山口農林水産水産部	農村整備課	主任	松本嵩	
山口農林水産水産部	農村整備課	主任技師	井上拓人	
山口農林水産事務所				
山口農林水産事務所	森林部	主任技師	小原宏也	
山口農林水産事務所	農村整備部	技師	平田竜也	
岩国農林水産事務所				
岩国農林水産事務所	森林部 森林保安課	主査	島田幸治	
岩国農林水産事務所	森林部 森林保安課	技師	内藤佑依	
柳井農林水産事務所				
柳井農林水産事務所	農村整備部 事業課	課長	山根晋次	
周南農林水産事務所				
周南農林水産事務所	農村整備部 事業調整課		西崎智皓	
長門農林水産事務所				
長門農林水産事務所	農村整備部	主査	波多野忠司	
萩農林水産事務所				
萩農林水産事務所	森林部 森林保全課	課長	中村香織	
萩農林水産事務所	森林部 森林保全課	主任技師	緒方美月	
萩農林水産事務所	農村整備部 事業課	主幹	上野晃寛	
萩農林水産事務所	農村整備部 事業課	技師	大屋壺斗	
下関農林事務所				
下関農林事務所	森林部 森林保全課	技師	佐藤琉世	

\*印は重複記載

#### 5. 市町村（12名）

所	属	役職	氏名	回数
山口市				
上下水道局	下水道整備課	主幹	原田昌基	
上下水道局	下水道整備課	主査	鶴岡真一	
農林水産部	農林整備課	主幹	大田光孝	
宇部市				
土木建設部	土木河川課	係長	末村明彦	
山陽小野田市				
建設部	建築住宅課	主任技師	秋本賢宏	
下関市				
上下水道局	下水道施設課	主任	茅野弘二	
都市整備部	公園緑地課	主任技師	吉谷哲哉	
豊北総合支所	建設農林水産課	主任主事	弘中圭一郎	
豊浦総合支所	建設農林水産課	主任	筒井雅之	
豊田総合支所	建設農林課	主任主事	白坂健太朗	
長門市				
建設部	都市建設課	技術補佐	坂倉満義	
光市				
建設部	道路河川課 道路維持係	主任	網重麻希	

令和7年度 品質管理監査立会者数一覧表

監査実施工場：39工場

所 属		延べ立会者数
山口県生コンクリート 品質管理監査会議	学識経験者	1
	特別委員	2
	生産者側委員	3
小 計		6

重複記載（2）

所 属		延べ立会者数
国 土 交 通 省		10
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社		3
小 計		13
山 口 県	土 木 建 築 部	38
	農 林 水 産 部	12
	小 計	50
市		12
小 計		12
合 計		75

年度別立会者数

年 度	工場数	延べ立会者数
平成24年度	44	171
平成25年度	43	158
平成26年度	43	177
平成27年度	43	177
平成28年度	43	172
平成29年度	43	169
平成30年度	42	138
令和元年度	42	149
令和2年度	42	0
令和3年度	41	0
令和4年度	41	108
令和5年度	40	78
令和6年度	39	115
令和7年度	39	79

## IV. 令和7年度 生コンクリート品質管理監査の実施概要

### 1. 品質管理監査制度の概要

全国生コンクリート品質管理監査会議（以下、「全国会議」という）は、購入者からの信頼性を高めることを目的に、平成7年12月、レディーミクストコンクリートの品質管理の透明性及び公正性を確保し、品質保証体制の確立を図るため、通産省（現在、経済産業省）、建設省（現在、国土交通省）等の指導を得て、産・官・学の体制からなる第三者機関として発足した。翌平成8年には、各都道府県に産・官・学の体制からなる地区生コンクリート品質管理監査制度（以下、「地区会議」という）が設立され、業界全体として全国統一品質管理監査制度（以下、「品監」という）が作られ、山口県においても山口県生コンクリート品質管理監査会議が設立された。

平成9年から全国共通の「全国統一品質管理監査基準」、「レディーミクストコンクリート全国統一品質管理監査チェックリスト」に基づき、地区会議によるレディーミクストコンクリート工場への立入り監査が開始されている。

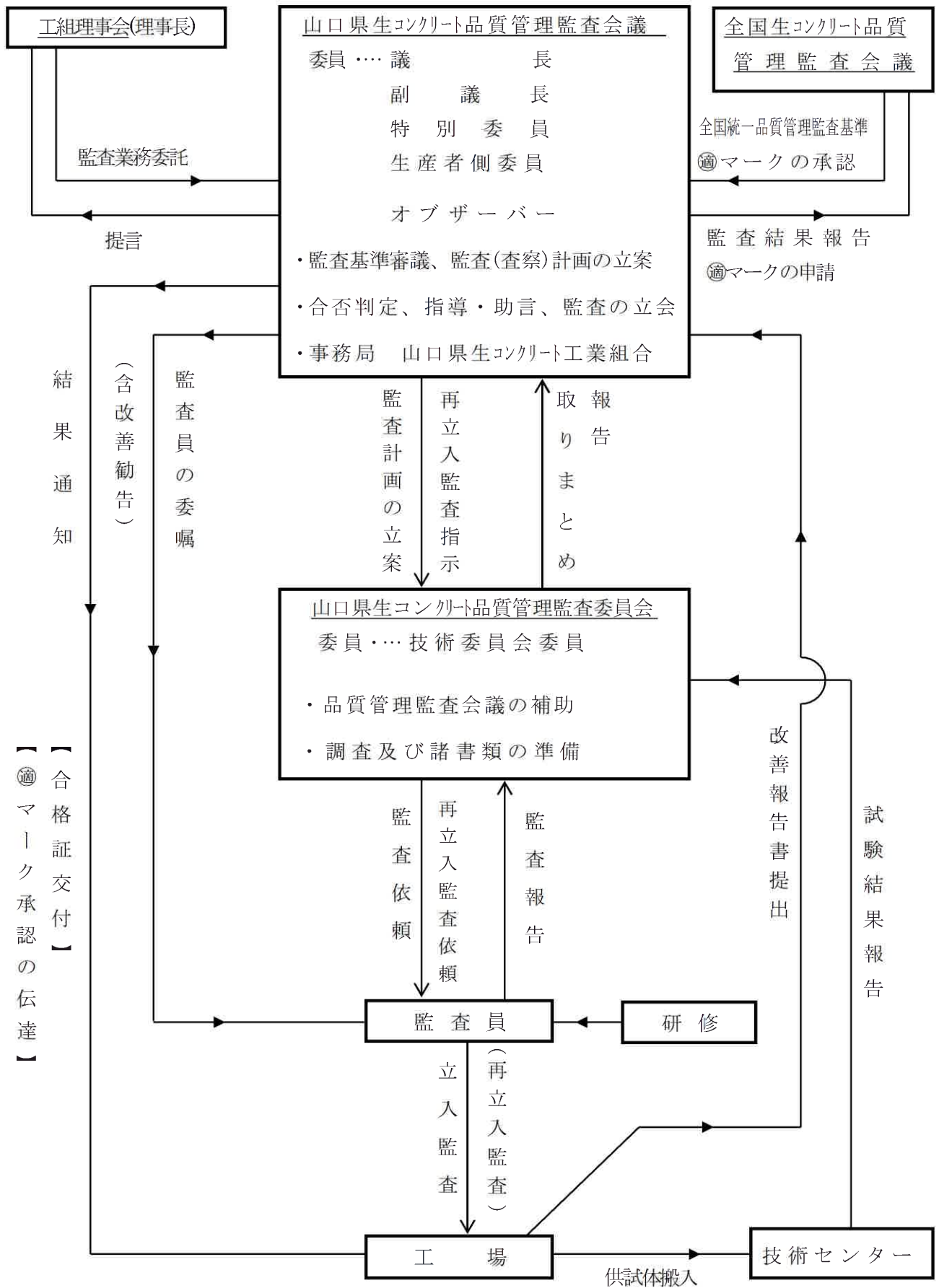
この品質管理監査制度は、全国会議が生コンクリート業界からの要請に基づいて、実施しているものであり、全国会議と地区会議とから構成されている。また、全国会議は規程、基準等の原案を作成するための下部機構として小委員会を設置している。

監査は、2名の監査員が工場に立入り、全国統一品質管理監査チェックリストに基づいて、「経営資源の確保状況」、「配合設計管理」、「製造工程管理」、「材料及び製品の品質適合性」などについて監査するものである。

監査制度全体の組織と運営の仕組みを図-1に示す。

また、山口県生コンクリート品質管理監査会議の委員名簿を表-1及び品質管理監査委員会名簿を表-2並びに監査員名簿を表-3に示した。

図-1 山口県生コンクリート品質管理監査制度の組織と運営



# 山口県生コンクリート品質管理監査会議 委員名簿

令和7年12月11日

委員構成	氏名	所 属 ・ 役 職
学識経験者委員 議 長	中 村 秀 明	山口大学大学院 創成科学研究科 教授
〃 副 議 長	島 袋 淳	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 教授
〃 副 議 長	吉 武 勇	山口大学大学院 創成科学研究科 教授
特別委員	石 井 欣 也	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 工事品質管理官
	岡 英 毅	国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所 副所長
	小 宮 隆 幸	西日本高速道路株式会社 中国支社 建設・改築事業部 技術計画課 課長
	木 村 健 一	山口県土木建築部 技術管理課 課長
	阿 部 亮 太	山口県土木建築部 技術管理課 主任
	大 嶋 康 憲	山口県農林水産部 農村整備課 技術管理班長
	砂 川 泰 一	山口県建設業協会 副会長
	村 田 秀 生	山口県建設業協会 経営・環境委員会 委員長
	原 中 浩 二	山口県測量設計業協会 (株)山口建設コンサルタント 取締役調査部長)
	石 田 剛 朗	UBE三菱セメント(株) 研究所 コンクリート研究室 建材製品グループ グループリーダー
生産者側委員	中 沢 聡	山口県生コンクリート工業組合技術委員会 委員長
	鍋 田 英 俊	山口県生コンクリート工業組合技術委員会 副委員長
	佐 野 浩 志	山口県生コンクリート工業組合技術委員会 委員
	秋 本 利 治	山口県生コンクリート工業組合技術委員会 委員
	浅 賀 浩 二	山口県生コンクリート工業組合 専務理事
	秋 本 忍	山口県生コンクリート工業組合技術センター 所長
オブザーバー	松 尾 和 弘	山口県生コンクリート工業組合 理事長
計		20名

表-2 山口県生コンクリート品質管理監査委員会委員

委員構成	氏名	所 属	備 考
委員長	中沢 聡	下松アサノコンクリート(株)	監査会議生産者側委員
副委員長	鍋田 英俊	サンヨー宇部(株)	監査会議生産者側委員 (監査統括責任者)
委 員	佐野 浩志	山口小野田レミコン(株) 下関工場	監査会議生産者側委員
	浅野 伸也	萩開発生コン(株) 川上工場	
	小山 健司	山口小野田レミコン(株)	
	秋本 利治	萩森興産(株)	監査会議生産者側委員
	内田 浩嗣	サンヨー宇部(株) 山口工場	
	中坪 寛暁	(株)ファノス 光工場	
	本居 貴利	岩国共同生コン(株) 岩国工場	
	大野 浩司	(株)周防大島生コン 大島工場	
	秋本 忍	山口県生コンクリート工業組合 技術センター	監査会議生産者側委員 (副監査統括責任者)
計		11名	

事 務 局	浅賀 浩二	山口県生コンクリート工業組合	専務理事	監査会議生産者側委員
	中村 朗	山口県生コンクリート工業組合	技術センター 副部長	
	藤井 幸夫	山口県生コンクリート工業組合	技術センター 副部長	
	萩山千香子	山口県生コンクリート工業組合	総務主任	

令和7年度山口県生コンクリート品質管理監査会議監査員名簿

令和7年6月10日

区分	氏名	所属組員企業等	備考
学識経験者	吉武 勇	山口大学大学院創成科学研究科 教授	品質管理監査会議副議長
	山田 悠二	山口大学大学院創成科学研究科 講師	
	秋田 知芳	山口大学大学院創成科学研究科 講師	新任
	島袋 淳	徳山工業高等専門学校 教授	品質管理監査会議副議長
	温品 達也	徳山工業高等専門学校 准教授	
生産者側委員	鍋田 英俊	サンヨー宇部(株)	監査統括責任者
	秋本 忍	山口県生コンクリート工業組合	副監査統括責任者
生産者側技術者	浅野 伸也	萩開発生コン(株) 川上工場	
	石橋 基典	西中国コンクリート(株)	
	今田 康一	山口小野田レミコン(株) 厚狭工場	
	内田 浩嗣	サンヨー宇部(株) 山口工場	
	大野 浩司	(株)周防大島生コン 大島工場	
	小川 清澄	岩国共同生コン(株) 岩国工場	
	片山 一司	コーウン産業(株)	
	河村 雅之	西部徳山生コンクリート(株) 徳山工場	
	神田 明道	岩国共同生コン(株) 玖北工場	
	北村 耕平	山口小野田レミコン(株) 山口工場	
	木村 博明	周南共同生コン(株)	
	佐野 浩志	山口小野田レミコン(株) 下関工場	
	水津 俊和	シマダ(株) 生コン部	
	杉山 拓也	萩森興産(株) 生コン事業部 美祢工場	
	竹田 直樹	西部徳山生コンクリート(株)徳山工場	
	竹本 孝司	萩森興産(株) 生コン事業部 宇部工場	
	常岡 政宏	日産コンクリート工業(株)	
	中岡 誉志	山口小野田レミコン(株) 小野田工場	
	中坪 寛暁	(株)ファノス 光工場	
	中富 宜紀	萩森興産(株) 生コン事業部 宇部工場	
	中原 一樹	(有)生コンながと	新任
	西嶋 孝浩	西部徳山生コンクリート(株) 徳山工場	
	野村 将之	サンヨー宇部(株) 山口工場	
	橋本 勝昭	下関生コンクリート(株)	新任
	幡生 栄治	萩森興産(株) 生コン事業部 宇部工場	
	林 訓靖	防府共同生コン(株)	
	林 利浩	周南共同生コン(株)	
	春田 孝之	(有)錦生コン	
	深沢 篤史	萩森興産(株) 事業推進本部	
	藤田 美佐夫	(株)関谷	
	藤村 大輔	(株)ファノス 光工場	
	藤原 達也	西中国コンクリート(株)	
	松永 知樹	芝田建設(株)豊浦コンクリート工業	
	溝口 光芳	(株)ファノス下関工場	
本居 貴利	岩国共同生コン(株) 岩国工場		
吉永 通明	岩国コンクリート(株)		
渡辺 浩二	ニッタイコンクリート工業(株) 奈古工場		
中村 朗	山口県生コンクリート工業組合		
計	45名	—	—

## 2. 品質管理監査の実施概要

### (1) 時期

令和7年9月2日（火）～10月2日（木）

土、日、月を除く4日／週、実施

### (2) 監査員

監査会議議長から委嘱された監査員45名が2人1組を原則として監査を実施

### (3) 監査対象工場

山口県生コンクリート工業組合加入の全工場（38工場）

上記以外で受監を希望した工場（1工場） 計39工場

### (4) 方法

監査員2名を原則として監査対象工場に出向き監査を行った。

調査は、レディミクスコンクリート全国統一品質管理監査チェックリストに山口県品質管理監査会議が作成した山口県独自の調査として6項目を加えて実施した。

調査に当たっては、経営者に対し、オープニング会議及び総括的事項の調査並びにクロージング会議の出席をお願いして実施した。調査終了時は、クロージング会議を開催して調査結果について説明し、説明事項等に疑義がある場合には、その内容について工場と監査員の双方で確認し、監査員が品質管理監査委員会に報告することにした。

### (5) 調査の内容

- ①総括的事項の調査として、品質管理を組織的に運営しているか否かを検証するために、経営者の責任、社内標準化、技術力の確保、教育・訓練、不適合の管理、環境保全、文書及び品質記録の管理の19項目について調査した。
- ②個別的事項の調査として、製品の管理基準、配合設計基準、原材料の管理基準、工程管理基準、設備の管理基準、外注管理基準の状況等、94項目について調査した。
- ③実地調査として、材料の計量精度の確認及び製品の品質（圧縮強度、スランプ又はスランプフロー及び空気量、塩化物含有量及びコンクリート温度）並びに容積について調査した。なお、実地調査の強度試験は、供試体を工業組合技術センターに搬入し、厳正に実施した。
- ④「経営者の責任」については経営者から説明を求めることとした。
- ⑤「山口県独自の調査」6項目については評価対象外とした。

### (6) 適合判定基準

- ①監査方法は減点法とし、各監査項目の減点数は、令和7年度全国統一品質管理監査減点表による。
- ② JIS マーク表示認証を受けた製品を製造する工場（JIS マーク表示認証工場）で、且つ、以下の場合を適合と判定する。
  - a) 各監査項目の減点数の合計（トータル減点数）は、20点以下であること。
  - b) 実地調査における材料の計量精度、圧縮強度、スランプ又はスランプフロー及び空気量、塩化物含有量の評価は、いずれもC評価でないこと。
  - c) コンクリート技士等、QMR、製品の適合性確認、セメント入荷時の確認、骨材入荷時の確認、貯蔵骨材の現認、強度検査、セメントの品種区分別貯蔵の評価は、いずれもC評価でないこと。

(7) 適合判定結果

品質管理監査委員会において、監査員から提出された監査報告書を整理し、令和7年12月11日に開催した第58回品質管理監査会議に諮り、適合判定を行った。

適合判定の結果は、初回監査において39工場全てが(6)に示す適合判定基準を満足し、適合(合格)と判定された。

判定結果は、議長名で「品質管理監査結果通知書」により各工場に通知した。

また、判定結果に評価B・Cの指摘があった工場については、速やかに改善が図れるように通知した。

なお、減点の状況は、次の通りです。

減点合計	工場数
0 ~ 2	37
3 ~ 5	0
6 ~ 8	0
9 ~ 11	2

減点合計	工場数
12 ~ 14	0
15 ~ 17	0
18 ~ 20	0
計	39

## V. 令和7年度 品質管理監査の調査結果

### 1. 項目別集計表（工場数）を以下に示す。

A 総括的事項の調査（19項目）									
項目	A	B	C	S	項目	A	B	C	S
A0101 品質方針	39	0	0		A0501 是正処置	39	0	0	
A0102 マネジメントレビュー	39	0	0		A0502 予防処置	39	0	0	
A0103 クラージング会議	39		0		A0503 不適合品の管理	39		0	
					A0504 苦情処理	39	0	0	
A0201 責任と権限	39	0	0						
A0202 品質管理業務の標準化	39	0	0		A0601 環境保全	39		0	
A0203 社内規格の見直し	39	0	0		A0603 産業廃棄物処理	39	0	0	
					A0605 排水管理	38		0	1
A0301 コンクリート技士等	38	1	0						
A0302 QMR	39	0	0		A0701 文書の識別	39	0	0	
					A0702 記録の識別	39	0	0	
A0401 教育・訓練	39	0	0		A0703 ASR試験記録の永久保存	39	0	0	0
B 個別的事項の調査（94項目）									
項目	A	B	C	S	項目	A	B	C	S
B1101 製品の要求品質	39		0		B3208 人工軽量骨材の保管管理	0		0	39
B1102 製品の適合性確認	39		0		B3209 納入業者からの骨材購入	37		0	2
					B3210 あらかじめ混合した骨材	0		0	39
B1201 契約内容の確認	39	0	0		B3211 回収骨材	4		0	35
B1202 契約内容の伝達	39	0	0		B3301 水の要求品質等	39		0	
B1301 容積の管理基準	39		0		B3302 水の検査	39		0	0
B1302 容積の検査	39		0		B3401 混和材料の要求品質等	39		0	
					B3402 混和材料の受入検査	39	0	0	
B2101 配合設計手順	39		0		B3403 JISに規定されていない 混和材料の受入検査	0		0	39
B2201 設計インプット事項	39		0		B3404 付着モルタル及びスラッジ水に 用いる安定剤の受入検査	0		0	39
B2301 標準配合表	39		0						
B2401 配合変更条件	39		0		B4101 目標品質の明確化	39		0	
B2402 配合修正条件	39		0		B4201 骨材の粗粒率・実積率	39		0	
B2501 基礎資料	39		0		B4203 骨材の併用	39		0	0
					B4205 細骨材の表面水率	39		0	
B3101 セメントの要求品質等	39		0		B4206 粗骨材の表面水率	39		0	
B3102 セメントの受入検査	39	0	0		B4207 スラッジ 固形分率管理	9		0	30
					B4208 人工軽量骨材の含水率	0		0	39
B3104 セメント入荷時の確認	39	0	0		B4209 回収細骨材及び回収粗骨材の置換率	4		0	35
B3201 骨材の要求品質等	39		0		B4210 安定剤の使用方法及び 安定化スラッジ水の管理方法	39		0	0
B3203 骨材の受入検査	39	0	0		B4301 材料計量方法	39		0	
B3204 骨材入荷時の確認	39	0	0						
B3205 貯蔵骨材の現認	39		0						
B3207 骨材のアルカリシカ反応抑制対策	39		0						

項 目	A	B	C	S	項 目	A	B	C	S
B4302 計量精度・動荷重検査	39		0		B5203 機器の設定の保護	39		0	
B4303 計量記録の整備	39		0		B5204 養生水槽の管理	39		0	
B4304 骨材表面水率の管理	39		0		B5206 機器の校正	39		0	
B4401 練混ぜ方法	39		0		B5207 校正状態の識別	39		0	
B4403 スランプ等及び容積の目視	39		0						
B4404 スランプ又はスランプフロー検査	39		0		B6101 材料試験の外注	39		0	0
B4405 強度検査	39		0		B6102 製造設備管理の外注	39		0	0
B4407 空気量検査	39		0		B6103 検査設備管理の外注	39		0	0
B4408 塩化物含有量検査	39		0		B6104 運搬車性能試験の外注	0		0	39
B4409 単位容積質量(軽量)	0		0	39	B6105 運搬の外注	39		0	0
B4410 コンクリート温度	39		0		B6106 工程管理試験の外注	0		0	39
B4412 高強度コンクリートの単位水量	7		0	32	B6107 製品試験の外注	0		0	39
B4501 運搬時間	39	0	0		B6108 容積試験の外注	0		0	39
B4502 戻りコンクリート及び洗浄水の排出確認	39		0		<b>望ましい事項の調査(8項目)</b>				
B4503 ドラム内への加水禁止	39		0		項 目	a	b	c	s
B4504 雨水対策	39	0	0		A0303 コンクリート主任技士	37	0	2	
B4505 誤納防止	39		0		A0304 特殊コンクリートの製造技術力	30	2	7	
B4506 納入書	39		0		B1103 出荷量の少ない種類の呼び強度等	12	14	13	
B4601 付着モルタル再利用	0		0	39					
					B3202 骨材製造業者による品質保証	2	27	10	
B5101 セメント貯蔵設備	39		0		B3206 細骨材表面水率の安定化	36	3	0	
B5102 セメントの品種別貯蔵	39	0	0						
B5103 骨材貯蔵設備	39		0		B4411 単位水量	10	14	15	
B5105 細骨材貯蔵設備の上屋	39	0	0						
B5106 粗骨材貯蔵設備の上屋	39	0	0		B5114 分銅	39	0	0	
B5107 コンベアのカバー	39	0	0		B5122 運搬車ドラムの管理	39	0	0	
B5108 細骨材の自動表面水率測定装置	39	0	0	0					
B5109 骨材のフレウティング設備	0		0	39					
B5110 骨材の受入・供給システム	39	0	0		<b>C 実地調査(6項目) プラント数</b>				
B5111 混和材料貯蔵設備	39		0		項 目	A	B	C	
B5112 静荷重検査	39		0		C0101 材料の計量精度	40	0	0	
B5113 電気式校正器	37		0	2	C0201 圧縮強度(1.50SL以上は-1点)	40	0	0	
B5118 粗骨材表面水率補正装置	39		0		C0202 スランプ又はスランプフロー及び空気量	40	0	0	
B5119 混和剤過剰添加防止装置	39	0	0		C0203 コンクリート温度	40		0	
B5120 計量印字記録装置	39	0	0		C0205 塩化物含有量	40		0	
B5121 ミキサ練混ぜ性能	39		0		C0206 容積	39		1	
B5123 運搬車性能検査	39		0		<b>D 山口県独自の調査(6項目)</b>				
B5124 スラッジ水の濃度測定器具又は装置	9		0	30	項 目	A	B	C	S
B5125 スラッジ水濃度調整設備	7		0	32	A0101+Y 品質方針	39	0	0	
B5126 スラッジ水の自動演算装置	5		0	34	A0603+Y 産業廃棄物処理	38		1	
B5127 安定化スラッジ水の製造設備	0		0	39	B2301+Y アルカリ総量の確認	39		0	
B5201 検査設備	39		0		B3207+Y 骨材試料の確認	39		0	0
B5202 試し練りミキサ	39		0		B4504+Y 落下防止	39	0	0	
B5203 機器の設定の保護	39		0		B5102+Y 受入口施錠	39	0	0	

2. 常駐の有資格者技術者数及び有資格者駐在工場数を以下に示す。

常駐の有資格者技術者数及び有資格者駐在工場数

資格	有資格者数	有資格者駐在工場数
コンクリート技士	95名(45名)	39工場
コンクリート主任技士	75名(58名)	37工場
技術士(コンクリート専門)	0名(0名)	0工場
コンクリート診断士	13名(11名)	11工場
品質管理責任者(QMR)有資格者	141名	39工場
公害防止管理者	水質関係公害防止管理者	46名
	大気関係公害防止管理者	4名
	一般粉じん関係公害防止管理者	74名
	振動関係公害防止管理者	2名
	騒音関係公害防止管理者	5名
	騒音・振動関係公害防止管理者	3名

注) ( ) 内は試験室関係の有資格者

3. 実地検査結果を以下に示す。

符号の説明

各ヒストグラムに使用の符号は次のとおり。

- N : プラント数
- $\rho$  : 平均値
- $\sigma_{n-1}$  : 標準偏差
- V : 変動係数
- MAX : 最大値
- MIN : 最小値

(1) 材料の計量精度 (C0101)

動荷重検査

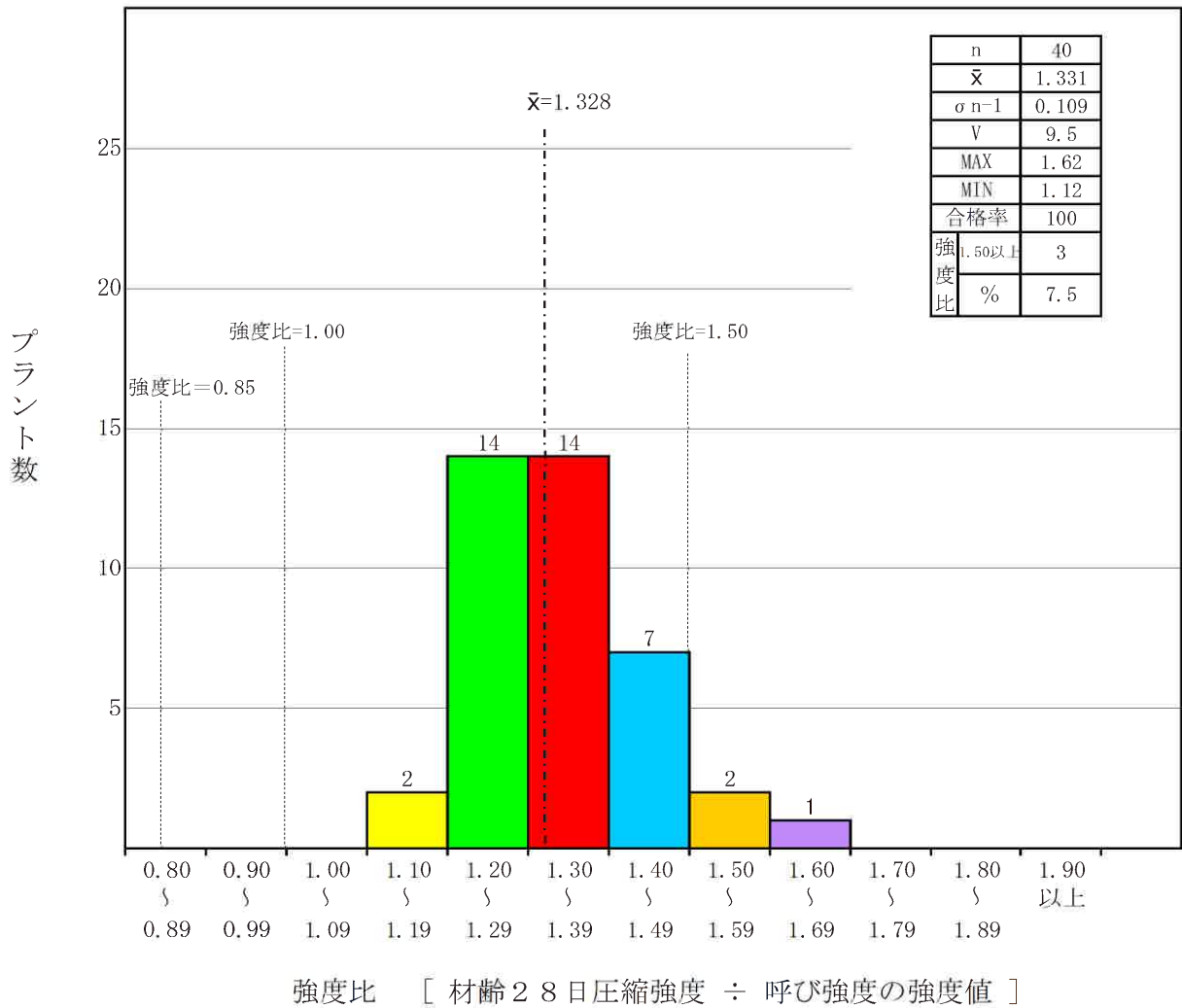
項目	N	不合格数	合格率 (%)
セメント	40	0	100
骨材	40	0	100
水	40	0	100
混和剤	40	0	100

(注) 材料の計量値の許容値

単位 : %

材料の種類	1回計量分の計量誤差
セメント	± 1
骨材	± 3
水	± 1
混和材	± 2
混和剤	± 3

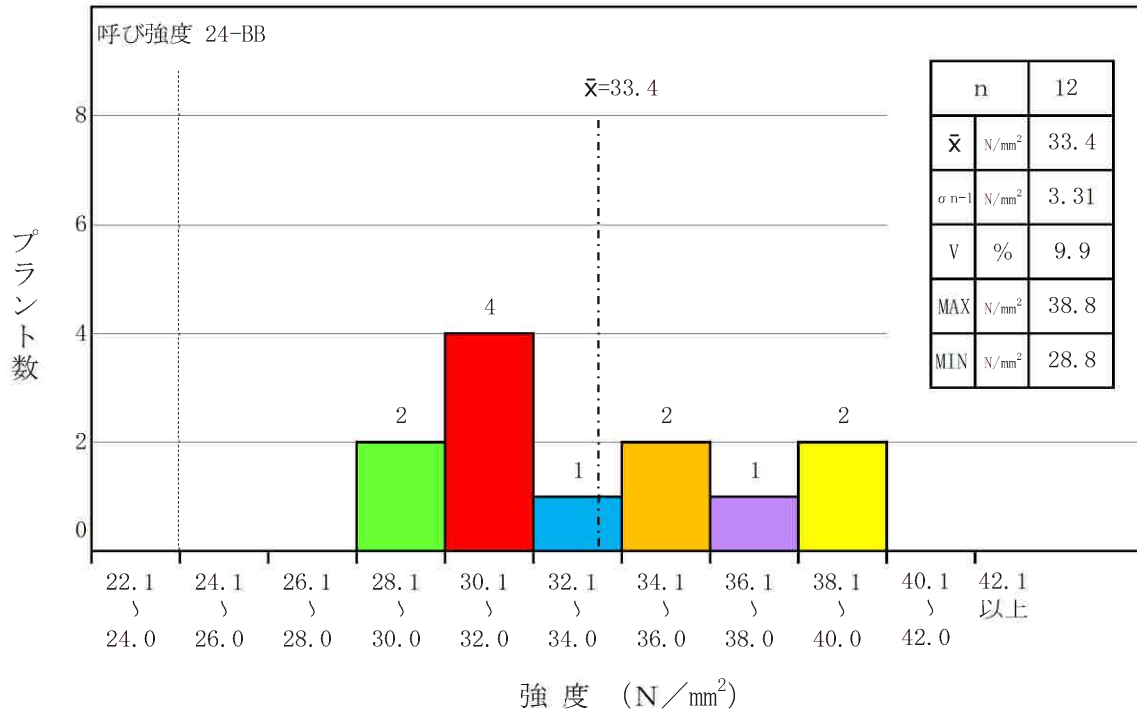
(2) 製品の検査 (C0201)  
 (2-1) 強度比



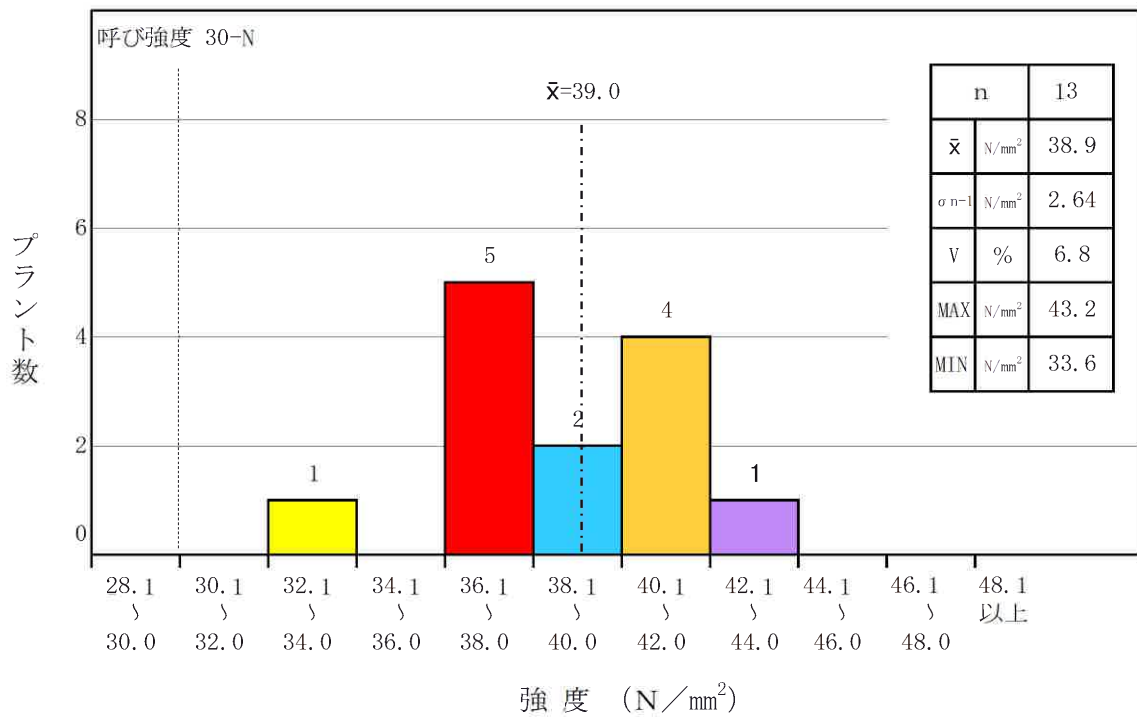
(2-2) 圧縮強度結果一覧表 (材齢28日)

呼び強度	セメントの種類	n	$\bar{x}$	$\sigma_{n-1}$	V	MAX	MIN
			N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	%	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>
21	N	3	26.7	2.47	9.3	29.5	25.0
	BB	1	29.6	—	—	—	—
24	N	6	31.4	2.06	6.6	33.7	28.8
	BB	12	33.4	3.31	9.9	38.8	28.8
27	N	5	36.0	1.92	5.3	38.5	33.8
30	N	13	38.9	2.64	6.8	43.2	33.6
合計		40	—	—	—	—	—

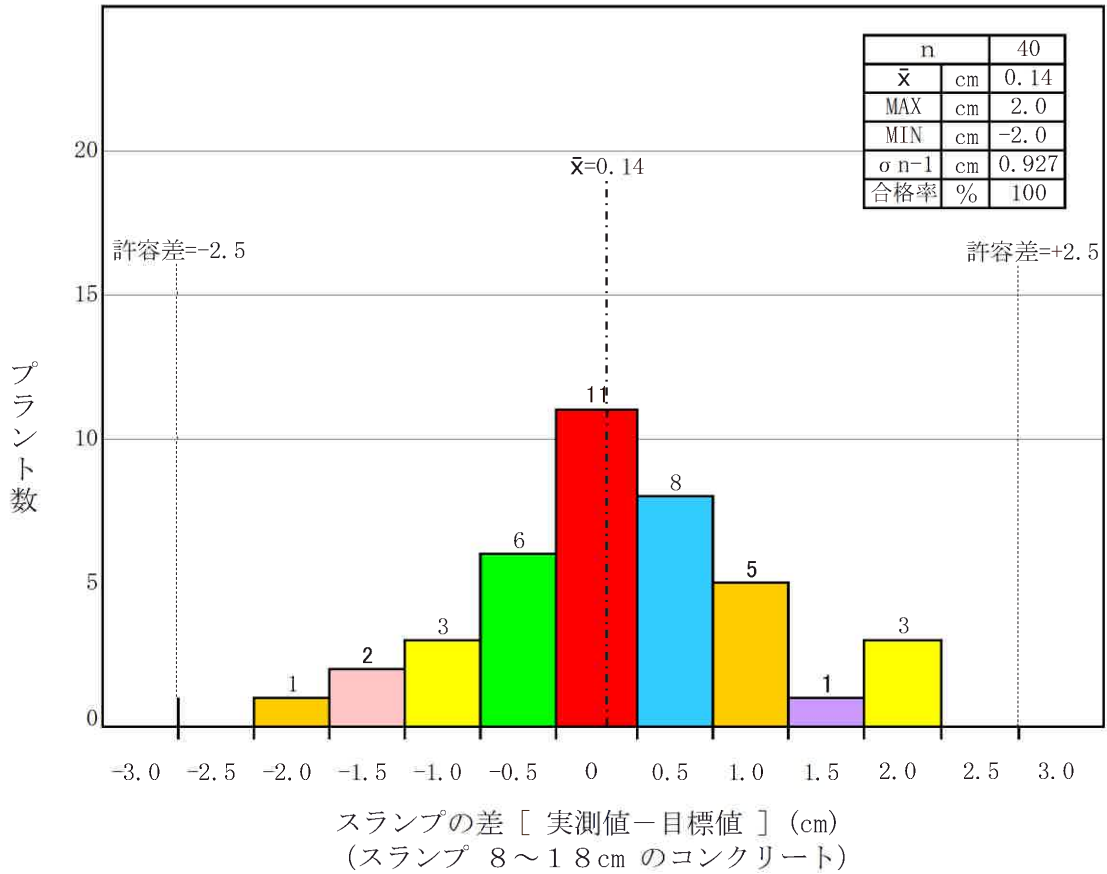
(2-3) 圧縮強度 (材齢 28 日)



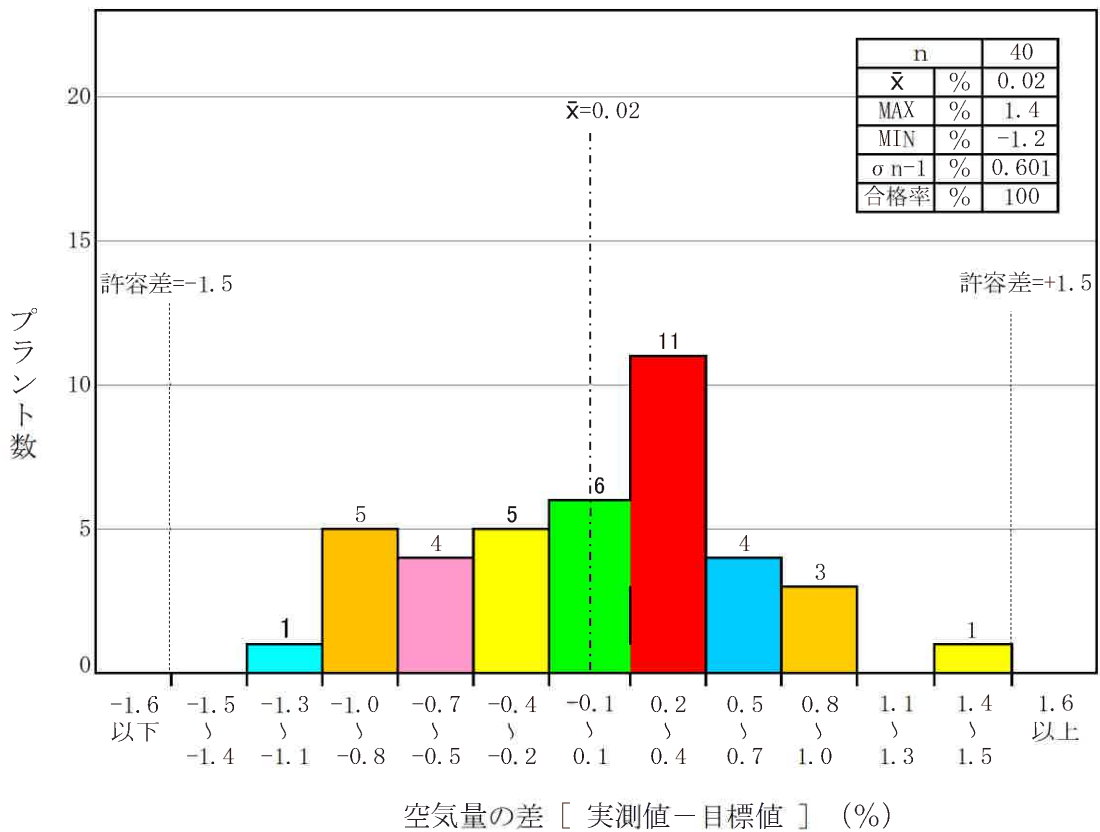
(2-4) 圧縮強度 (材齢 28 日)



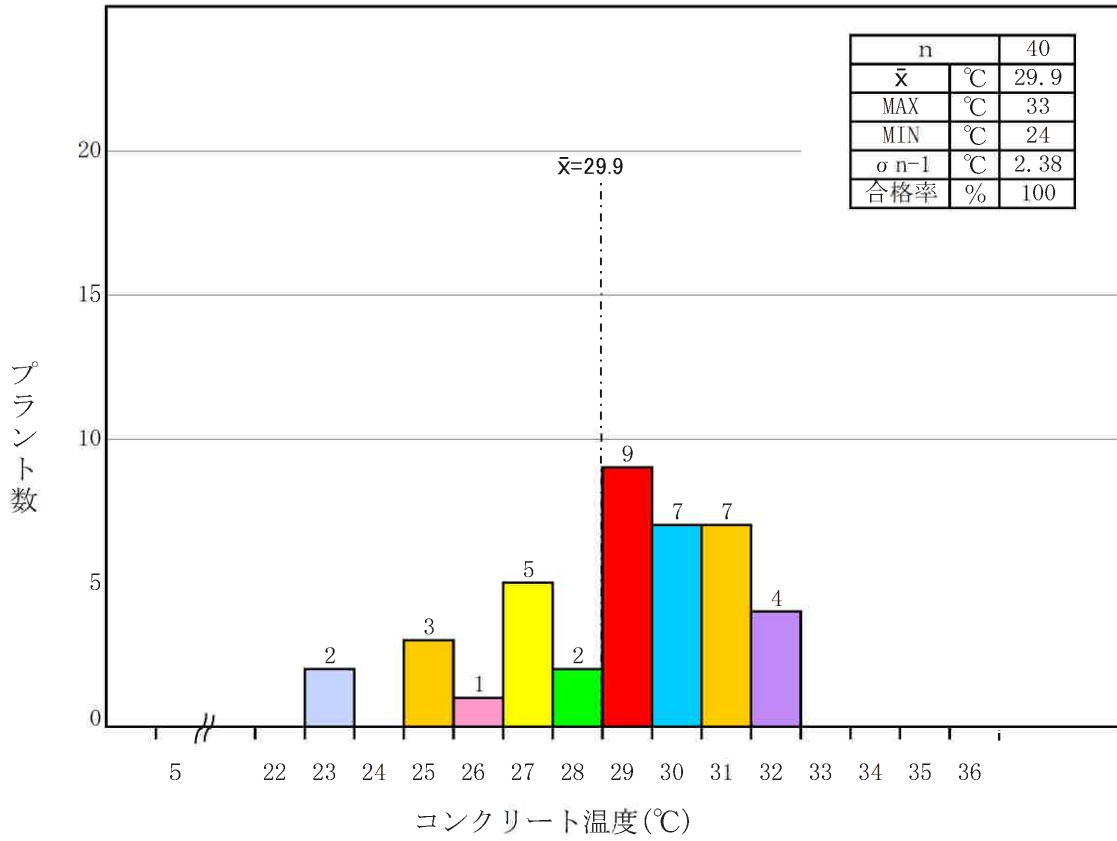
(2-5) スランプ (C0202)



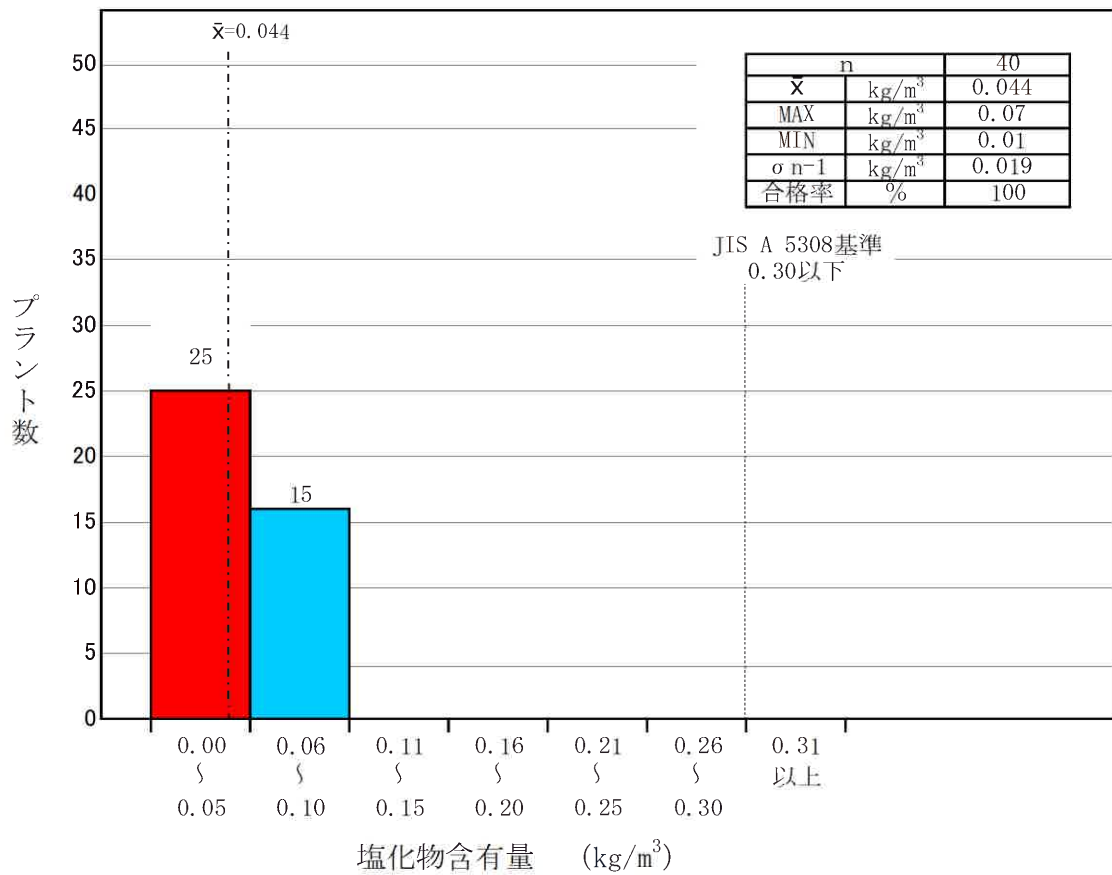
(2-6) 空気量 (C0202)



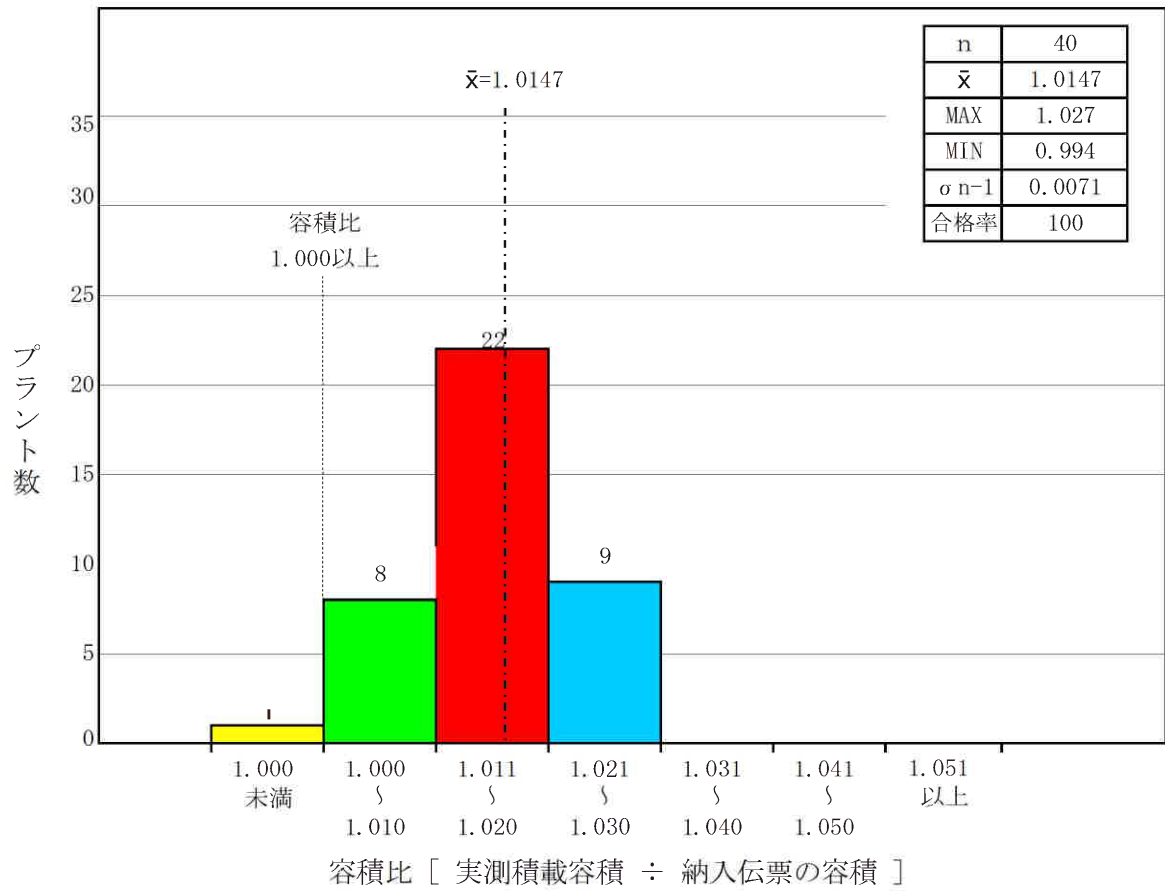
(2-7) コンクリート温度 (C0203)



(2-8) コンクリートに含まれる塩化物含有量 (C0205)



(2-9) 容積 (C0206)



#### 4. 令和6年度 品質管理監査合格工場に対する査察の実施結果

(1) 目的

合格証は、監査を実施した翌年の1年間の品質について、適切に確保、維持されるであろうことを監査会議議長が認めた証として発行していますが、査察はその維持状況を確認するために中間でチェックすることを目的として実施している。

(2) 査察対象工場の選定と工場数

令和6年度の品質管理監査合格39工場から任意に5工場（全工場の10%以上）を選定した。

(3) 査察の時期

令和7年7月29日(火)、30日(水)、31日(木)

1日2工場（午前、午後）

(4) 査察の担当者

当該年度の監査員で監査会議議長から承認を得た監査員2名

(5) 査察の方法

査察は無通告で行い、当日出荷分のコンクリートの中から査察の担当者が一つの配合を選び、トラックジテータ1台分を対象として実地調査を行った。

調査項目は、材料の計量精度、圧縮強度、スランプ又はスランプフロー及び空気量、塩化物含有量、容積、単位水量、管理供試体の数と台帳との整合及び全ての骨材の現認をした。また、製造量と出荷量の整合性の確認のため、過去1年間の中で任意の少なくとも3か月選び、各月の出荷量の合計と製造量の合計を照合した。

(6) 査察の判定基準は全国統一品質管理監査基準によった。

(7) 査察の結果

- ① 材料の計量精度、圧縮強度、スランプ又はスランプフロー及び空気量、塩化物含有量については、全工場とも品質管理監査基準に適合した。
- ② 管理供試体の数と台帳の整合及び全ての骨材の現認についても全工場とも適合した。
- ③ 容積については、全工場とも納入書に記載した容積を下回っておらず適合した。
- ④ 単位水量については、品質管理監査会議が参考として定めた暫定判定基準（配合表と単位水量実測値の差が $\pm 20 \text{ kg/m}^3$ 以内）を全工場とも満足していた。
- ⑤ 月ごとの製造量と出荷量の整合性を確認したが、月の出荷量の合計が製造量の合計を超えておらず適正に出荷が行われていた。
- ⑥ 総合判定としては、5工場全てが適合した。
- ⑦ 査察結果の詳細を表-1に示す。

査察結果 表-1

工場		A	B	C	D	E	判定基準
項目							
材料の計量精度	適否	適	適	適	適	適	JIS A 5308 9.2.2
配合設計	呼び強度	24	27	24	21	24	—
	スランプ (cm)	8	18	8	18	8	—
	空気量 (%)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	—
	セメントの種類	N	N	BB	N	BB	—
実測値	圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	33.0	38.5	30.3	28.2	31.2	JIS A 5308 5.2
	強度比	1.38	1.43	1.26	1.34	1.30	—
	スランプ (cm)	8.5	19.5	8.5	18.5	6.5	JIS A 5308 5.3
	空気量 (%)	4.4	4.0	4.4	4.8	5.0	JIS A 5308 5.5
	塩化物含有量 (kg/m <sup>3</sup> )	0.05	0.04	0.02	0.08	0.06	JIS A 5308 5.6
	コンクリート容積比	1.025	1.012	1.021	1.002	1.014	JIS A 5308 6
	適否	適	適	適	適	適	—
骨材の現認	適否	適	適	適	適	適	社内規格と整合
管理供試体の確認	適否	適	適	適	適	適	台帳と整合
単位水量差 (kg/m <sup>3</sup> )		+20	+4	+6	-20	-2	±20 以内
	適否	適	適	適	適	適	—
製造量と出荷量の整合性		適	適	適	適	適	製造量 ≥ 出荷量
総合判定		適合	適合	適合	適合	適合	—

## VI. 資料

山口県生コンクリート品質管理監査会議規程

山口県生コンクリート品質管理監査会議規程－細則

# 山口県生コンクリート品質管理監査会議規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、山口県内の生コンクリート工場（以下、「工場」という）で製造される生コンクリートの品質に関する使用者からの高い評価と信頼並びに理解と協力を得ることを目的として「全国生コンクリート品質管理監査会議規程」に則り、山口県に設置される生コンクリート品質管理監査会議について定めたものである。

### (組織)

第2条 前条の目的を達成するために、山口県を一単位とした会議を設置する。

### (名称)

第3条 会議の名称は、「山口県生コンクリート品質管理監査会議」（以下、「監査会議」という）とする。

### (機能)

第4条 監査会議は、第一条に定める目的を達成するために、品質管理監査（以下、「監査」という）を実施する。

## 第2章 会議の運営

### (構成)

第5条 監査会議は、学識経験者委員、特別委員及び生産者側委員をもって構成する。特別委員と生産者側委員とは、原則として同数とする。

2 監査会議には、議長及び副議長を置く。

3 監査会議の議長は、学識経験者委員とする。

4 監査会議の副議長は、学識経験者委員又は特別委員とする。

5 監査会議には、監査の実施を統括する監査統括責任者を置く。監査統括責任者は、生産者側委員とする。

6 監査会議には、オブザーバーを置くことができる。

### (委員の選任及び委嘱)

第6条 監査会議の委員の選任及び委嘱は、次により行う。

2 学識経験者委員は、監査会議で推薦された者とし、山口県生コンクリート工業組合理事長（以下、「理事長」という）が委嘱する。

3 特別委員は、関係する官公庁及び団体から推薦された者とし、理事長が委嘱する。

4 生産者側委員は、理事長が委嘱する。

5 オブザーバーは、議長が認めた者とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、重任は妨げない。

- 2 任期中欠員が生じた場合は、後任委員を補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第8条 監査会議は、第1条に定める目的及び第4条に定める機能を達成するため、以下の必要な事項を定例会議で審議する。

- (1) 総合的な監査計画の立案
- (2) 監査統括責任者、副監査統括責任者及び監査員の選任並びに委嘱
- (3) 年度品質管理監査説明会への出席及び監査員研修の実施
- (4) 立入監査及び査察の実施
- (5) 立入監査及び査察の結果による合否の判定
- (6) 合格工場に対する合格証の交付
- (7) 改善を要する工場への勧告及び改善の確認
- (8) 異議申し立ての処理
- (9) 監査結果の公表
- (10) 優良工場の表彰
- (11) ㊦マークの使用承認申請
- (12) 監査結果の全国生コンクリート品質管理監査会議への報告
- (13) 工場経営者及び工場責任者に対する品質管理研修会の実施
- (14) その他監査に係わる必要事項

(開催)

第9条 監査会議は、議長が招集する。

- 2 監査会議は、定例として年2回開催する。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。また、必要に応じて、持ち回り会議によることができる。

(議決)

第10条 監査会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数をもって議決するものとする。また、臨時会議についても同様に議決し、持ち回り会議の回答についても同様に議決する。

(立入監査、査察の方法並びに公開)

第11条 監査員は、原則として生産者側委員及び生産者側技術者とし、必要に応じ学識経験者、専門技術者を加えるものとし、いずれの場合も監査会議の承認を得て、議長が委嘱する。

- 2 監査員は、コンクリート主任技士又はこれと同等以上の技術・資質を有すると監査会議が認めた者で、かつ、監査統括責任者及び副監査統括責任者による当該年度の監査員研修を受講した者とする。

- 3 1工場に対する監査は、原則として、2名の監査員により行うものとする。
- 4 監査員は、全国統一品質管理監査基準に基づく立入監査と査察を、実施し、その結果を監査会議に報告するものとする。なお、監査員は立入監査を1回/年以上実施する。
- 5 立入監査及び査察における強度試験は、山口県生コンクリート工業組合技術センター又は公的試験場で行うものとする。
- 6 立入監査は、公開できるものとする。
- 7 査察は、議長が合格証を交付した工場から任意に選定し、無通告にて行うものとする。

(秘密保持)

第12条 本規程に基づいて業務の遂行にあたる関係者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査費用の負担)

第13条 監査に係る経費（試験料を含む）は、監査を受ける者の負担とする。ただし、山口県生コンクリート工業組合（以下、「工組」という）に加入している組合員工場は、工組が一括負担する。

(規程の改正)

第14条 本規程の改正は、監査会議の議決を経て行う。

(事務局)

第15条 会議の事務局は、工組におく。

(雑則)

第16条 第8条(6)号に定める合格証の交付に関わる事項については、「合格証の交付及び取扱いに関するガイドライン」に定める。

- 2 第8条(4)号及び(5)号に定める査察の実施及び合否の判定に関わり事項については、「合格証を交付された工場に対する査察に関するガイドライン」に定める。
- 3 第8条(10)号に定める優良工場の表彰の実施と運営に関わる事項については、「優良工場表彰に関するガイドライン」に定める。
- 4 第11条第1項に定める監査員を外部に委嘱する場合に必要な事項は「外部の監査員の委嘱に係るガイドライン」に定める。
- 5 第11条第1項に定める監査員の資格要件及び第11条第2項に定める監査統括責任者、副監査統括責任者監査員の任期と資格基準については、「監査統括責任者、副監査統括責任者及び監査員の資格、任期及び責務に関するガイドライン」に定める。

- 6 第6条、第8条、第11条及び第13条の運用並びに手続き等については、全国

会議が定めていない事項については、監査会議が別に定める。

- (付則)
- 1 本規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。
  - 2 本規程は、平成13年12月20日一部改正
  - 3 本規程は、平成18年 5月22日一部改正
  - 4 本規程は、平成21年12月22日一部改正
  - 5 本規程は、平成22年 6月23日一部改正
  - 6 本規程は、平成27年 6月15日一部改正
  - 7 本規程は、平成30年 6月13日一部改正
  - 8 本規程は、令和 2年12月 4日一部改正
  - 9 本規程は、令和 6年 6月13日一部改正
  - 10 本規程は、令和 7年 6月10日一部改正

## 山口県生コンクリート品質管理監査会議規程－細則

(適用)

第1条 この細則は、「山口県生コンクリート品質管理監査会議規程」（以下「監査規程」という）に定められた諸事項を円滑に推進するための補助機関の設置、並びに「監査規程」第8条、第11条、第13条に基づき、その手続き及び運用に関する事項について定める。

(委員会の設置及び運営)

第2条 山口県生コンクリート品質管理監査会議（以下、「監査会議」という）の下部機関として品質管理監査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

- 2 委員会は、山口県生コンクリート工業組合（以下、「工組」という）技術委員会の委員で構成する。
- 3 委員会は、必要に応じて開催し委員長が招集する。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、監査会議を開催するための必要な準備及び補助作業を行う。

- 2 委員会は、「監査規程」第8条（1）及び（4）による立入監査計画、並びに（4）による査察計画に基づき、派遣監査員の工場割り当て等立入監査及び査察に必要な準備を行う。

(立入監査)

第4条 立入監査は、「監査規程」第8条（4）に基づいて行う。

- 2 立入監査を実施するときは、当該工場に対して監査員の氏名及び検査日時、監査員に対しては監査工場及び検査日時を通知する。  
ただし、査察については、この限りではない。
- 3 立入監査の公平を期するため、監査員は監査工場と直接、間接に利害関係のない者を選定する。
- 4 立入監査は監査員2名1組を原則として、実施する。ただし、監査会議委員は同行し立ち会うことができる。
- 5 監査員は、監査工場の責任者に「監査員証」を提示するものとする。
- 6 監査工場は、監査員の立入監査に協力しなければならない。

(再立入監査)

第5条 「監査規程」第8条（7）による改善勧告を受けた工場は、改善結果を議長に報告し、委員会等で内容を審議し評定する。その結果によっては、再度立入監査を実施し改善の確認を行う。

ただし、再立入監査は当該年度の適合判定を行うために実施する監査会議までの間の1回限りとし、次のいずれかに該当する場合には、当該年度適合基準を充たしているか否かに関わらず実施しない。

- (1) 各監査項目の減点数の合計（トータル減点数）が60点を超えたとき
- (2) 社会的に負の評価に相当すると判定されたとき
- (3) JIS 認証の取消し、返上、一時停止を受けたとき

（立入監査の申入れの拒否等）

第6条 監査会議は、次のいずれかに該当する場合には、立入監査の申入れを拒否することができる。

- (1) 前回の立入監査における項目別の監査基準に基づく判定に対して、立入監査を受けた者の合意が得られていないとき
  - (2) 前回の立入監査より遡る1年以内に社会的に負の評価に相当する判定を受けて未だに改善が行われていないと認められたとき
  - (3) 立入監査の申入れより遡る1年以内に社会的に負の評価に相当する判定を受けているとき
  - (4) JIS の認証の取消し、返上、一時停止を受けたとき
- 2 監査会議は、次のいずれかに該当する場合には、立入監査又は立入監査結果の判定を行わない。
- (1) 立入監査において、社会的に負の行為を行っているときと判定されたとき
  - (2) 立入監査において、正当な理由なく社内規格の組織図に記載されている者以外の者からの関与が行われている場合や監査結果について自己の有利になるような働きかけを監査会議又は関係機関に行っているとき
  - (3) JIS の認証の取消し、返上、一時停止を受けたとき

（合格工場）

第7条 「監査規程」第8条（4）による監査に合格した工場には、監査会議議長より「合格証」を交付する。

（合格証の返還並びに㊦マークの使用停止）

第8条 監査会議は、「監査規程」第8条（6）により合格証を交付された工場並びに全国生コンクリート品質管理監査会議（以下「全国会議」という）より㊦マークの使用を承認された工場が、その有効期間中において、次に該当することとなる場合は、合格証の返還並びに㊦マークの使用を停止させることができる。

- (1) 当該年度の立入監査及び査察が実施され不適合の評価を受けた場合
- (2) 社会的に負の行為を行ったことが明白となった場合<sup>注)</sup>
- (3) JIS マーク表示制度における認証の取消し、表示の停止請求、販売停止命令若しくは表示の除去・抹消等の処置を受けた場合

- (4) コンクリート技士、コンクリート主任技士又は同等の有資格者が常駐しない場合
  - (5) 品質管理責任者(QMR)の届出・配置がない場合
  - (6) 休業、廃業、移転又は JIS 認証の辞退を JIS 登録認証機関に届け出た場合
  - (7) 正当な理由が無く、立入監査及び査察の受審を拒否した場合
- 2 監査会議は、合格証の返還並びに㊦マークの使用停止を求めた場合は、全国会議に報告するものとする。

(事業の承継・休業・廃業・移転)

- 第9条 「監査規程」第8条(6)により合格証を交付されている工場並びに㊦マークの使用を承認されている工場の事業を、譲渡、相続などによって承継する企業は、所定の「事業の承継・休業・廃業届出書」を監査会議へ提出しなければならない。監査会議は、事業を承継された工場の製造設備、経営資源などが適正に引き継がれているか否かを適合判定基準に照らして審査し、適正な引継ぎがなされているならば改めて合格証を発行するとともに、上記届出書の写しを添えて「㊦マーク使用承認申請書」を全国会議へ提出するものとする。
- 2 合格証を交付された工場並びに㊦マークの使用を承認されている工場が、休業又は廃業する場合は、所定の「事業の承継・休業・廃止届出書」を監査会議へ提出し、合格証を交付された工場にあっては合格証を返還し、㊦マークの使用を承認されている工場にあっては、全国会議へその写しを提出するものとする。
- 3 移転する工場は、所定の「工場の移転届出書」を監査会議へ提出しなければならない。監査会議は、移転後の工場に対して、初めて監査を受ける工場と同じ内容の監査を実施し、適合が確認されれば合格証を交付するとともに、上記届出書の写しを添えて「㊦マークの使用承認申請書」を全国会議へ提出するものとする。

(設備の取替)

- 第10条 「監査規程」第8条(6)により合格証を交付された工場が、主要な設備<sup>注)</sup>を取替えた場合は、その旨を監査会議へ報告しなければならない。監査会議は、取替えた設備に係わる項目についての監査を実施し、適合が確認されれば合格証の継続使用を承認するものとする。

注) 主要設備とは、計量設備、ミキ及びスラッジ水の濃度調整設備をいう。

(試験場所)

- 第11条 圧縮強度試験を実施する場所は、工組技術センターとする。

(報告)

- 第12条 監査員は、「全国統一品質管理監査基準」に基づいて立入監査を行い、結果を議

長に報告する。

(費用)

第 13 条 委員等の出張旅費については、別に定める。

(細則の改正)

第 14 条 本細則の改正は、監査会議で行う。

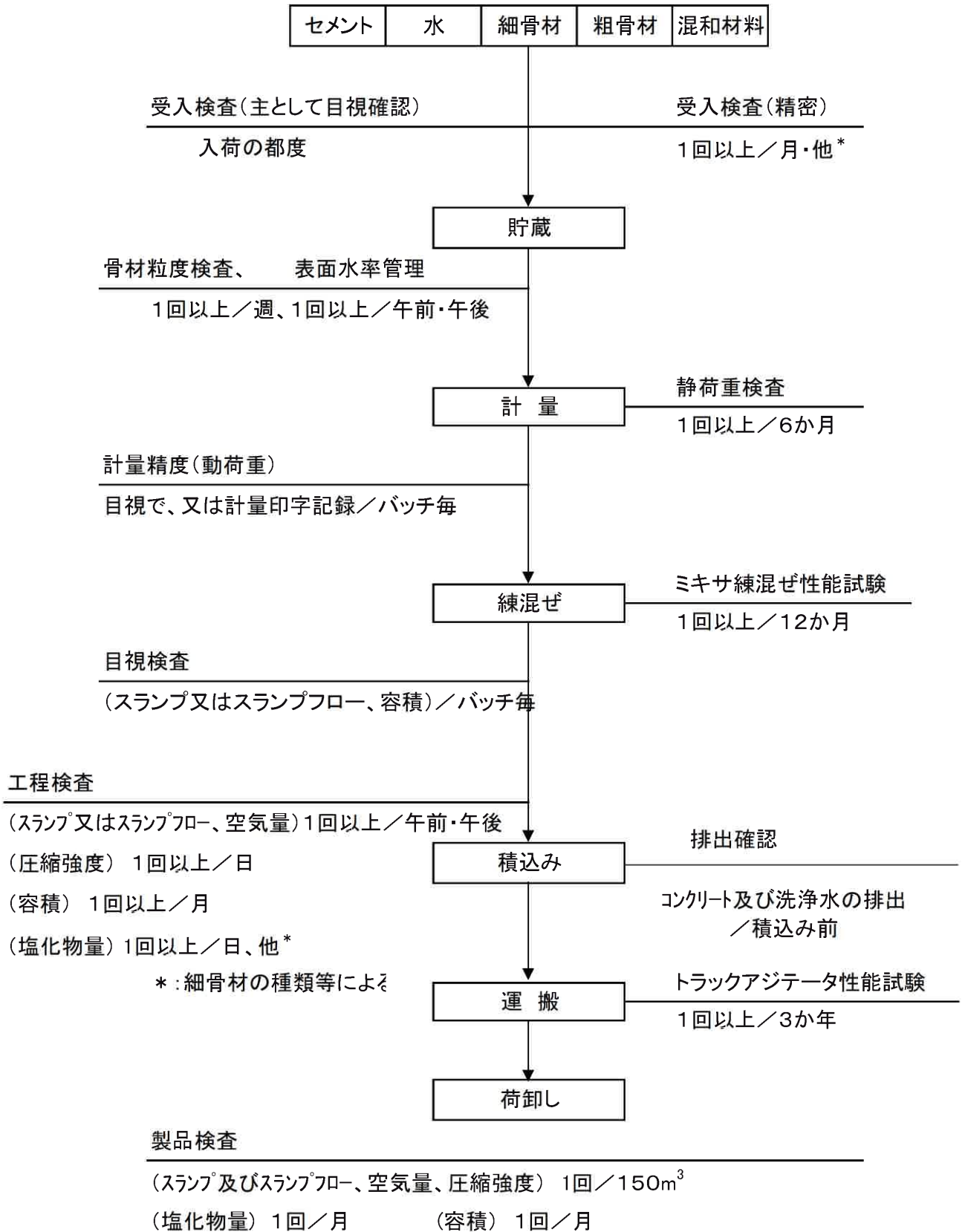
注「社会的に負の行為」とは、生コン業界に対する一般国民、発注者、施工者などの信頼を損なう行為を示し、(参考)に示すような行為が該当する。

(参考) 社会的に負の行為にあたる例

項 目	該 当 内 容
法令違反	企業が遵守すべき法令に対して、社会的に重大な影響を及ぼす違反を行った場合。 (遵守すべき法令の例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 産業標準化法</li><li>・ 公害防止に関する各種法令</li><li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li><li>・ 建築基準法及び都市計画法</li><li>・ 労働安全衛生法</li><li>・ 運搬に関する各種法令</li></ul>
	企業の経営者が逮捕され、その容疑が社会的に重大な影響を及ぼす場合。
反社会的勢力とつながり	企業又は企業の経営者が反社会的勢力とつながりがあった場合。
発注者・施工者からの信頼を失う行為	加水行為や戻りコンクリート・残りコンクリートの不正な転用行為を行った場合。
	納入書や配合計画書に虚偽の事実の掲載や改ざんを行った場合。
	製品検査を不正に行った場合。
	購入者の承認を得ずに、配合計画書に記載されていない原材料の使用、又は配合計画書と異なる配合で出荷した場合。
品質管理監査制度の信頼を失う行為	地区会議に対し虚偽の真実を報告し、その内容が悪質と判断される場合。
	工場の管理書類を捏造し、その内容が悪質と判断される場合。
	㊦マークの不正な使用をした場合。

- (付則)
- 1 本細則は、平成 9年 4月 1日より施行する。
  - 2 本細則は、平成13年12月20日一部改正
  - 3 本細則は、平成14年 6月10日一部改正
  - 4 本細則は、平成18年 5月22日一部改正
  - 5 本細則は、平成21年12月22日一部改正
  - 6 本細則は、平成22年 6月23日一部改正
  - 7 本細則は、平成27年 6月15日一部改正
  - 8 本細則は、平成30年 6月13日一部改正
  - 9 本細則は、令和 2年12月 4日一部改正
  - 10 本細則は、令和 6年 6月13日一部改正
  - 11 本細則は、令和 7年 6月10日一部改正

# 生コン工場の品質管理



.....

## 山口県生コンクリート品質管理監査会議

事務局：山口県生コンクリート工業組合

〒754-0014

山口県山口市小郡高砂町3番6号

TEL (083)972-6515

FAX (083)972-6516

URL [https:// ymgc-rmc. jp](https://ymgc-rmc.jp)

.....